

質問（回答）票

委託業務名：令和8年度上場支援業務

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書について	支援企業の計画作成について、支援先企業の申請期はN期～N-3期それぞれ違うと思うが、支援対象企業が分からない中でどのように提案書を作成すればよいかご教授ください。	貴社が申請期（N期）からN-3期に位置する企業に対して、一般的にどのようなロードマップで支援計画を作成し支援できるか、提案書に記載してください。
2	参加表明書兼誓約書及び企画提案書の提出先について	令和8年度上場支援業務 受託候補者募集要領における「8 参加表明書兼誓約書の提出」及び「9 企画提案書の提出」にそれぞれ記載の提出先について、「本要領12に記載の担当課」とあるのは、「本要領13に記載の担当課」で相違ないでしょうか。念のためご確認いただけますと幸いです。	「8 参加表明書兼誓約書の提出」及び「9 企画提案書の提出」の提出先について、募集要領の記載内容に誤りがございました。「本要領13に記載の担当課」で問題ございません。
3	提出書類⑧主たる事業所所在市町村の市町村税の納税証明書について	令和8年度上場支援業務 受託候補者募集要領における「9 企画提案書の提出（4）提出書類 ⑧仙台市税の滞納がないことの証明書（申請の日以前3ヵ月以内に取得したものに限る。）（仙台市税の納税義務がない場合には、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の納税証明書）」について、主たる事業所所在市町村の市町村税の納税証明書の対象期間は、直近決算期分（1年分）で相違ないでしょうか。念のためご確認いただけますと幸いです。	該当する税目すべての滞納がないことの証明書が発行できない場合は、最低直近決算期分（1年分）が確認できれば問題ございません
4	コース配分や偏りについて	上場支援コースおよび分析支援コースについて、受託者として両コースの支援実施が必須でしょうか。あるいは、年度の応募状況・選定結果等によりいずれか一方に重点を置く（偏る）運用や、結果として一方がゼロ件となることも想定されていますでしょうか。併せて、受託者に求められるコース配分（バランス）の考え方（市として想定する目安・方針）がございましたらご教示ください。	両方コースの支援実施が必須の前提で、企画提案書には両方の支援について記載ください。但し、事業を開始した後、応募状況や選定結果によっては一方に重点を置く運用や結果として一方がゼロ件になる可能性もあります。なお、想定社数が想定より増減した場合、支援先企業のニーズがある場合には一社あたりの支援工数を増やして再配分する、またニーズを勘案しても想定より支援工数が少なくなる場合には総額が変動（減額）する可能性どちらもございます。当初は、上場支援コースが5～7社、分析支援が1～3社を想定していましたが、上場支援コースは社数が減少する可能性がございます。
5	社数変動時の取り扱いについて	支援対象企業に係る費用について、一社あたり単価（上限・目安）の規定はございますでしょうか。また、支援社数が想定より増減した場合、委託料は総額固定の範囲内で再配分する想定でしょうか、あるいは**支援社数に応じて総額が変動（減額等）**する想定でしょうか。	一社あたりの単価の規程はございません。想定社数が想定より増減した場合、支援先企業のニーズがある場合には一社あたりの支援工数を増やして再配分する、またニーズを勘案しても想定より支援工数が少なくなる場合には総額が変動（減額）する可能性どちらもございます。
6	市のゴール・重視指標について	本事業において仙台市様が目指されているゴールについてご教示いただけますでしょうか。本事業は、上場企業の輩出を通じた地域経済の活性化を企図した施策の一環と理解しておりますが、そのような観点も含め、市として本事業をどのように位置づけておられるのかをお伺いできれば幸いです。また、令和8年度事業において特に重視されている到達目標や指標（いわゆるKPI）がございましたらご教示ください。併せて、これまでの運用を踏まえた改善点や、今年度において特に強化したいポイント等がございましたらお知らせいただけますと幸いです。	上場企業が生まれることが一つのゴールとも考えておりますが、上場は企業成長の手段と捉えており、本事業を通じて地域中核企業の輩出に繋がることも成果と捉えております。令和8年度事業単体のKPIとしては、伴走支援事業であれば支援先企業が上場期申請期に近づくこと（N-3期～N-2期）を重視しています。また、伴走支援および分析支援の新規支援先企業を最低各1社以上の開拓を指標としております。
7	旧事業の移行企業のステータスや移行の考え方について	「旧事業からの移行企業」について、可能な範囲で内訳（想定社数、各社のステータス、過去の支援内容、残課題、当年度に想定される支援範囲）をご教示ください。また、移行企業の位置づけは、原則として上場支援コースに所属する理解でよろしいでしょうか。分析支援コースに該当し得るケースがある場合は、その考え方も併せてご教示ください。	旧事業からの移行企業は現在審査中のため、暫定の回答になりますが以下の通りです。 【想定社数】2～5社を想定 【各社のステータス】概ねN-3期 【過去の支援内容】アドバイザー支援（主に内部管理規程の整備、J-sox3点セット（業務記述書、フローチャート、リスク・コントロール・マトリックス）、内部監査体制の構築）、土業専門家相談など 【残課題】移行企業は審査のためお答えできません。 【当年度に想定される支援範囲】移行企業は審査のため明確にお答えできませんが、過去の支援内容を引き続き対応することが多くなることが想定されます。移行企業の位置づけは上場支援コースのみで、分析支援コースには該当しません。なお、受託候補者選定に選定されたのちには、移行企業の進捗状況や企画提案内容を踏まえて、詳細な工数（金額）は再度協議・調整いたします。
8	提出書類について	受託候補者募集要領 > 9 企画提案書の提出 > （4）提出書類 > ⑧ 仙台市税の滞納がないことの証明書（申請の日以前3ヵ月以内に取得したものに限る。）（仙台市税の納税義務がない場合には、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の納税証明書）の部分について、弊社の本社拠点品川区となりますが、法人住民税の納税証明書で問題ないでしょうか。	滞納が無いことの証明書が発行できない場合、法人住民税を含む該当する税目すべての納税証明書（直近の決算期分が含まれているもの）をご提出ください。

質問（回答）票

委託業務名：令和8年度上場支援業務

No.	質問項目	質問内容	回答
9	再委託の「主たる部分」の範囲について	募集要領5(4)にて「本委託業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に仙台市の承諾を得た場合」は再委託が可能とされています。当方では、本業務の中核となる「伴走支援のコンサルタント業務（アドバイザー支援等）」の一部の再委託を検討しております。この業務は再委託が禁止される「主たる部分」に該当しますでしょうか。可能な再委託の範囲についてご教示ください。	本業務の主たる部分は、各項目（企業開拓、伴走支援、分析支援、機運醸成の取り組み、その他業務）の全体を統括し、全体の進捗管理を把握できていると考えております。可能な再委託範囲としては各項目の一部（例：アドバイザー支援の一部）と考えております。 なお、再委託候補先も共同企業体の構成員として参画できる場合は、再委託にはあたらず制限は発生しません。
10	共同企業体の構成員（個人事業主の参画）について	募集要領4（応募資格）にて、応募できる者は「法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体」と規定されています。共同企業体の「核」となる代表者が法人であれば、それ以外の構成員として「個人事業主」が共同企業体に参画することは可能でしょうか。	可能です。
11	委託費の支払タイミングについて	募集要領5(3)において、委託費の支払条件は「完了払い（業務完了後、検査を経て支払い）」と記載されていますが、本事業の実施期間中における中間払いに対応していただくことは可能でしょうか。	業務の性質上必要があると認めるときは、区分に応じて業務委託料を支払うことができます。
12	支援企業との別枠での業務受託（個別契約）について	本事業を通じて支援を行う対象企業に対し、本委託業務の仕様には含まれない別枠の業務（その他のコンサルティング等）が発生した場合、弊社が当該企業から直接業務を受託（個別契約）することは認められますでしょうか。利益相反等に関する規定や制限等があれば併せてご教示ください。	仕様書に含まれない範囲の業務や仕様書に含まれるが予算の工数を超える業務については、直接個別契約することを妨げるものではありません。